

第五十号議案

東京都障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）の一部を次のように改正する。
第二条の表東京都多摩障害者スポーツセンターの項位置の欄を次のように改める。

東京都国立市富士見台二丁目一番地の一

別表第一東京都多摩障害者スポーツセンターの項中「体育館」を「体育館 プール」に、「印刷室」を「印刷室 録音室
宿泊室」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都障害者スポーツセンター条例別表第一東京都多摩障害者スポーツセンターの項に規定する
施設の利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日においても行うことができる。

（提案理由）

東京都多摩障害者スポーツセンターの移転に伴い、位置等を改める必要がある。